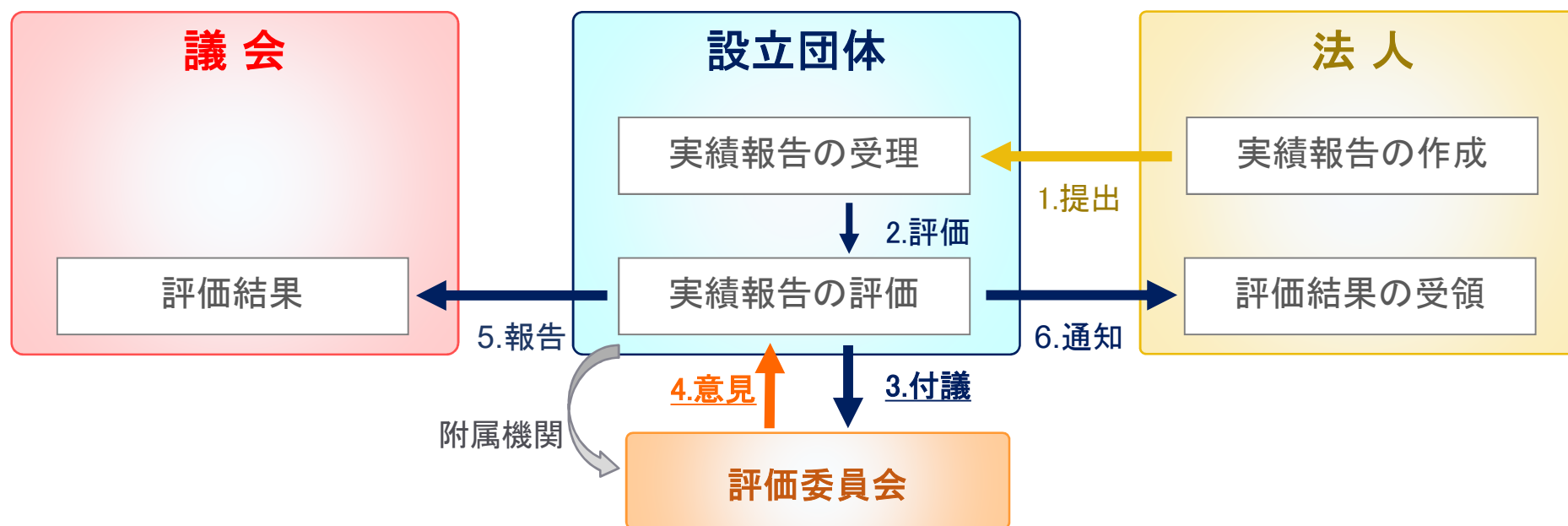


業務実績に関する評価の流れ

資料1



1. 法人は自己評価を記載した業務実績報告書を作成し、設立団体(玉野市)に提出する。
2. 設立団体は報告書に対して、総合的な評定を付し評価案を作成する。
3. 設立団体は評価案について、意見を聞くために評価委員会に付議する。
4. 評価委員会は評価案に対して、意見を述べることができる。
5. 設立団体は評価の結果を議会に報告する。
6. 設立団体は評価の結果を法人に通知し、必要に応じて業務運営の改善等を命ずることができる。

※R6年度に玉野市では、R5年度業務実績評価と第1期中期目標期間見込評価を実施する。